



薬生薬審発 0808 第 1 号  
平成 28 年 8 月 8 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」を利用した毒物及び劇物取締法に係る  
登録等の電子申請の廃止について

毒物及び劇物取締法 (昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。)において厚生労働大臣に登録することとされている毒物及び劇物の製造業者又は輸入業者 (以下「原体製造・輸入業者」という。)に係る登録等については、「電子政府の総合窓口 (e-Gov)」を経由した電子申請を受け付けていました (平成 16 年 3 月 15 日付薬食化発第 0315001 号「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した毒物及び劇物取締法に係る登録等の電子申請について」及び平成 18 年 3 月 23 日付薬食化発第 0323001 号「厚生労働省電子申請・届出システム」を利用した電子申請に対する登録等の事務の運用の変更について」参照。)

今般、その利用実績等を踏まえ、継続の要否について検討を行い、意見公募の上で下記のとおり当該電子申請手続きを廃止することとしました。つきましては、廃止後の原体製造・輸入業者に係る登録等については、紙又は FD 申請等によってのみ申請又は届出を受け付けていただくこととなりますので、御了知願います。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学用品輸出入協会会長宛てに発出することとしている旨、申し添えます。

記

1. 廃止する電子申請手続き  
別紙のとおり。
2. 廃止する年月日  
平成 28 年 8 月 31 日 (水)



## ◆廃止する電子申請手続一覧

以下の手続は従来、e-Gov 経由での申請及び届出も受け付けていましたが、平成 28 年 9 月 1 日以降は各都道府県等の窓口でのみの受付となります。

手続名	根拠法令	手続の概要
毒物劇物製造業又は輸入業の登録	法第4条第1項	毒物劇物製造業、輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長が行います。(ただし、製剤の製造(製剤の小分けを含む。以下同じ。)若しくは原体の小分けのみ行う製造業者又は輸入のみ行う輸入業者に関する登録は都道府県知事等。)
毒物劇物製造業又は輸入業の登録の更新	法第4条第4項	毒物劇物の製造業又は輸入業の登録は5年ごとに更新を受けなければその効力を失います。更新の申請をする場合は、製造所又は営業所ごとに、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長が行います。
毒物劇物取扱責任者の設置の届出	法第7条第3項前段	原体製造・輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。
毒物劇物取扱責任者の変更の届出	法第7条第3項後段	原体製造・輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を変更したときに、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。
取扱品目追加に係る登録の変更	法第9条第1項	原体製造・輸入業者は、登録を受けたもの以外の毒物又は劇物を製造し、又は輸入しようとするときは、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に申請書を提出しなければなりません。
毒物劇物の製造業又は輸入業の廃止	法第10条第1項	原体製造・輸入業者は、毒物劇物の製造業又は輸入業を廃止した場合には、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。
氏名等変更の届出(1)氏名、住所、営業所等の名称(2)施設設備(3)取扱品目(廃止に係るもの)	法第10条第1項	原体製造・輸入業者は、次に掲げる事項に該当する場合には、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に届け出なければなりません。(1)氏名、住所(法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地)又は製造所若しくは営業所の名称を変更した場合(2)毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分を変更した場合(3)登録に係る毒物又は劇物の品目を変更した場合(当該品目の製造又は輸入を廃止した場合に限る。)
登録票の書換え交付	毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)第35条第1項	原体製造・輸入業者は、登録票の記載事項に変更が生じたときは、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に登録票の書換え交付を申請することができます。

手続名	根拠法令	手続の概要
登録票の再交付	毒物及び劇物取締法施行令第36条第1項	原体製造・輸入業者は、登録票を破り、汚し、又は失ったときは、その所在地の都道府県知事等を経て地方厚生局長に登録票の再交付を申請することができます。